【お知らせ】キャッシュレス決済が利用可能になります

２０２６年１１月９日(月)より<u>ナンバー窓口（登録車・軽）</u>にてキャッシュレス決済が ご利用いただけます。

<u>※ICカードの購入・チャージは、キャッシュレス決済をご利用できません。</u>

【ご利用可能なキャッシュレス決済】

なお、以下のキャッシュレス決済はご利用いただけません。
【ご利用不可の決済方法：交通系IC・バーコード決済】

当窓口ではキャッシュレス決済が可能な「セミセルフレジ」を設置します。
以下の手順を参考にご利用ください。
また、キャッシュレス決済がご利用できない場合に備え、お客様におかれましては
念のため、現金もご持参いただきますようお願いいたします。

キャッシュレス支払い手順
※クレジットカード決済の場合

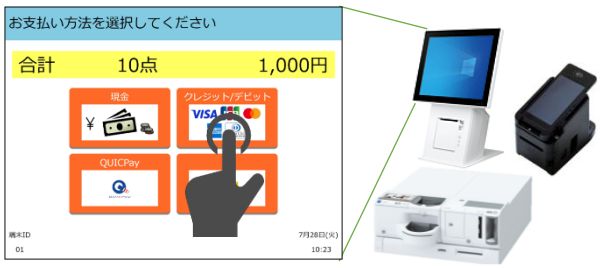

お支払い方法の選択画面で
「クレジット/デビット」をタッチ

画面が切り替わったらクレジットカードを
決済端末に「挿入」または「タッチ」

決済後、売上票（明細）が発行されますので、必ずお受け取りください。その後、窓口職員より、ナンバープレートや領収書等をお渡しします。

現金支払い手順

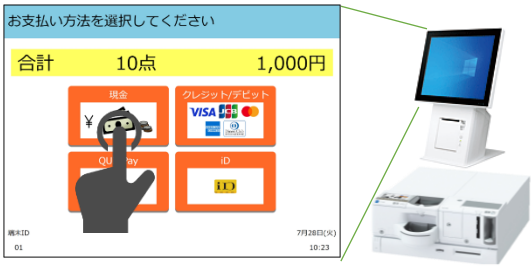

お支払い方法の選択画面で
「現金」をタッチ

現金を投入して「精算」をタッチ
※硬貨でのお支払いは、１回につき
合計３０枚までとさせていただきます。
<u>大量の硬貨投入は、機械の故障・エラーの原因となりますので、ご遠慮ください。</u>

決済後、窓口職員より、ナンバープレートや領収書等をお渡しします。

一般社団法人　岩手県自動車整備振興会　総務部標板管理課

お知らせ

領収証の発行・出力形式について

（キャッシュレス決済・自動釣銭機の導入）

令和8年11月9日（月）より、キャッシュレス決済を開始するとともに、自動釣銭機を導入します。
これに伴う領収証の発行形式は、以下のとおりです。

【キャッシュレス決済（クレジット・iD・QUICPay）】

「領収証（合計金額１枚）」＋「利用明細」＋「売上票」

※キャッシュレス決済の制約により、1件ごとの個別発行はできません。

また、現金・キャッシュレスを問わず一連ナンバー、希望番号申込、照明器具等をまとめてお支払いいただく場合は、機器の仕様上、領収証の出力形式が以下のとおり統一されます。

「すべてレシートで発行」または「すべて A5 用紙で発行」

※レシートと A5 用紙に分けて発行することはできません。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和8年10月9日

一般社団法人岩手県自動車整備振興会
総務部標板管理課
登録車TEL:019-637-2882
軽自動車TEL:019-639-8013